

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、吉野土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量、数値撮影（デジタル）及び数値図化）
- 二 測量の地域 吉野郡黒滝村中戸ほか
- 三 測量の期間 令和二年十二月十日から令和三年三月十九日まで